

平成30年度厚生労働科学研究費補助金  
(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))

研究課題名(課題番号):総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証  
のための研究(H30-身体・知的-一般-004)  
分担研究報告書

分担研究課題名:日中サービス支援型共同生活援助事業の実施に向けた共同生活援助事業所の実態調査

主任研究者:櫻井久雄 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)  
分担研究者:谷口泰司 (関西福祉大学)  
研究協力者:日詰正文、古屋和彦、岡田裕樹、古川慎治、清水清康  
(国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、平成30(2018)年度より障害者福祉サービスにおける共同生活援助の新類型として、利用者の重度化・高齢化を想定した「日中サービス支援型共同生活援助」が創設されたことを鑑み、全国のグループホーム6,570事業所を対象に、郵送方式のアンケートによるグループホームの実態調査を実施した。アンケート調査の内容は、日中サービス支援型共同生活援助の主な加算の項目を基に、グループホーム利用者の実態、グループホームの職員の実態、グループホームの加算取得実態とした。日中サービス支援型共同生活援助は、現状のグループホームで重度化・高齢化が進んでいる利用者の移行先、グループホームを退所していた身体的・医療的な支援の必要度が高い利用者の受け皿及び、障害者支援施設に入所して地域移行出来ない高齢・知的障害者の地域の住まいとして、その役割は大きい。今回の調査結果を見ると、現時点でのグループホーム全体の利用者のうち、日中サービス支援型共同生活援助の対象者は、22.7%という状況であった。

A. 研究目的

1. 背景

障害者の住まいに関する制度設計は、地域移行のコンセプトの下、入所施設を経由して共同生活援助(以下、グループホームという)さらに自立生活へとステップアップすることを踏まえて行われてきた。他方、利用者が高齢化に伴い、当事者が50歳代になると親が80歳代となる、50・80問題が顕著化し始め、一人暮らし者、グループホームの利用者等の高齢化や機能低下、あるいは、家族の死去などの場合が想定され、障害者支援施設に頼らず地域生活を継続するために、住まいを中心とした障害福祉サービスの見直しが求められてきた。

平成30(2018)年度からは、障害者の重度化・高齢化を見据え、現在まで外部サービス利用型共同生活援助、介護サービス包括型共同生

活援助の2類型だったグループホームに、新類型として日中サービス支援型共同生活援助が創設された。この日中サービス支援型共同生活援助は、重度化・高齢化の障害者に対して常時の支援体制を確保することを基本としている。

2. 先行研究

日本知的障害者福祉協会が行った「平成28年度全国グループホーム実態調査報告」<sup>1)</sup>によると、退所者の状況として、平成27(2015)年度退所者の退所後の生活の場の調査を行っており、他グループホームが368人(29.3%)と最も多く、次いで地域移行ホーム・福祉ホームが233人(18.5%)、入所施設(障害福祉関係)が195人(15.5%)、家庭(親元等)が152人(12.31%)、入所施設(老人・生活保護関係)が101人(8.0%)と続いていた。

平成 28～29(2016～2017)年度に厚生労働科学研究で実施された「障害者福祉施設及びグループホーム利用者の実態把握、利用のあり方に関する研究」において、平成 29(2017)年 8 月 1 日現在のグループホーム全体の利用者を見ると、年齢では 40 歳代が 24.7%で最も多く、障害支援区分では区分 3 が 23.1%で最も多かった。他方、平成 28(2016)年度 1 年間のグループホーム退所者を見ると、退所理由として、病気、入院、高齢、介護、区分上昇等、身体的・医療的ケアが必要になったことを挙げている退所者が 42.0%と最も多く、退所後の移行先として精神科病院が 17.6%で一番多く、一般病院 3.3%と併せると 2 割強の退所者が病院に入院等していることが明らかとなった。現状のグループホームでは、障害支援区分 5・6 の重度障害者の利用者が増加しており、身体的・医療的な支援が必要になると、現状の枠組みでは、退所せざるを得ない利用者が一定数あることが分かった<sup>2)</sup>。

また同研究において、平成 27(2015)年度 1 年間の障害者支援施設退所者を見ると、65 歳以上の退所者は退所者全体の 31.4%であり、そのうち死亡退所以外の退所者の退所後の状況を見ると、一般病院が 35.2%と最も多く、次いで老人施設が 34.0%であることが明らかとなった。障害者支援施設において、高齢化が進むと、地域移行手段として、グループホーム等を利用することが難しいことが推測された<sup>3)</sup>。

これらの先行研究では、従来のグループホーム及び障害者支援施設等の利用者が高齢化し、それに伴い機能低下による障害支援区分上昇、家族の高齢化や親亡き後等が生じる今後を見据え、障害者の住まいに関する支援体制の早急な整備の重要性が明らかであった。

### 3. 日中サービス支援型共同生活援助

平成 30(2018)年度障害福祉サービス等報酬改定の概要<sup>4)</sup>によると、日中サービス支援型共同生活援助について、「障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として創設する」、「報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保するこ

とを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする」とある。

平成 30(2018)年 2 月の厚生労働省事務通知「自立生活援助及び日中サービス支援型共同生活援助について」をみると、「日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者(日によって利用することができない障害者を含む)であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けない」と示されている。

表 1 日中サービス支援型共同生活援助の主な加算

<p><b>重度障害者支援加算</b></p> <p>区分 6 であって重度障害者等包括支援事業の対象者に対して、より手厚いサービスを提供するための従業者を加配するとともに、一部の従業者が一定の研修を修了した場合</p>
<p><b>日中支援加算 ( 障害支援区分 2 以下の利用者 )</b></p> <p>利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中支援を行った場合</p>
<p><b>強度行動障害者地域移行特別加算 ( 新設 )</b></p> <p>障害者支援施設等に 1 年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合</p>
<p><b>精神障害者地域移行特別加算 ( 新設 )</b></p> <p>精神科病院等に 1 年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合</p>
<p><b>夜勤職員加配加算 ( 新設 )</b></p> <p>基準で定める夜勤従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を 1 以上追加で配置した場合</p>
<p><b>看護職員配置加算 ( 新設 )</b></p> <p>基準で定める従事者に加え、看護職員 ( 看護師、准看護師、保健師 ) を常勤換算方法で 1 以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した場合</p>

また、厚生労働省の「障害福祉サービスの概要について」から主な加算の項目を見ていくと、新設された夜勤職員加配加算、看護職員配置加算、精神障害者地域移行特別加算、強度行動障害支援者地域移行特別加算、他に日中支援加算（ ）重度障害者支援加算等が示されており、その具体的な内容を表1にまとめた。

#### 4. 目的

本研究では、全国のグループホームを運営する6,570事業所を対象に、新たに創設された日中サービス支援型共同生活援助の、主な加算項目である6項目(表1参照)を基としたアンケート調査を行い、利用の対象者と想定される重度の利用者の実態、職員の实態、加算取得実態を把握するとともに、今回の調査結果及び先行研究により得られた知見を基に、日中サービス支援型共同生活援助の位置づけ及び今後の展開と可能性について考察することを目的とした。

#### B. 研究の方法

全国のグループホームを運営する6,570事業所を対象に、平成30(2018)年8月20日～9月10日を調査期間として、郵送方式でのアンケート調査を行った。調査内容は、日中サービス支援型共同生活援助の主な加算の項目を基に、平成30(2018)年8月1日現在のグループホームの利用数、重度障害者支援加算対象者数、日中支援加算対象者数、強度行動障害者地域移行特別加算対象者数、精神障害者地域移行特別加算対象者、夜勤職員加配加算の取得状況、看護職員配置加算の取得状況、強度行動障害支援者養成研修修了者数、職員の保持資格等とした。

2,747事業所より回答があり(回収率41.8%)、その後にデータクリーニングを行い、2,633事業所を有効回答とした。

なお、調査の手続きについては、国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得て実施した。

#### C. 調査結果

#### 1. グループホーム利用者の実態

平成29(2017)年8月1日現在で、2,633事業所の運営するグループホーム数は7,990ホームで、定員数は48,715人、利用者数(現員数)は45,411人(93.2%)と、ほぼ満床状態となっていた(表2参照)。

表2 グループホーム定員数・利用者数 n=48,715

	運営ホーム数	総定員数	利用者数
人数	7,990	48,715	45,411
構成比			93.2%

#### 2. 日中サービス支援型共同生活援助の対象となる利用者の実態

##### 1) 重度障害者支援加算対象者

重度障害者支援加算の要件は「区分6であって重度障害者等包括支援事業の対象者に対して、より手厚いサービスを提供するための従業者を加配するとともに、一部の従業者が一定の研修を修了した場合」とある。重度障害者支援加算対象者数は1,431人でグループホーム利用者全体の3.2%であった。また、重度障害者支援加算対象者を受け入れているグループホームは963ホーム(12.1%)であった。

グループホーム利用者全体で身体障害を併せ持つ利用者は5,673人(12.5%)、上肢の肢体不自由が1,337人(2.9%)、下肢の肢体不自由が2,193人(4.8%)であった。車椅子利用者は1,911人(4.2%)で、そのうち常時利用者が1,253人(2.8%)であった(表3参照)。

##### 2) 日中支援加算対象者

日中支援加算の要件は「利用者が心身の状況等により日中活動サービス等を利用することができないときに、当該利用者に対し、日中支援を行った場合」とある。日中支援加算対象者は2,380人でグループホーム利用者全体の5.2%であった。また、日中支援加算対象者を受け入れているグループホームは1,135ホーム(14.2%)であった。

グループホーム利用者全体で日中活動系サービス等利用が最も多かったのは就労継続B型で16,266人(35.8%)、次いで生活介護が13,974人(30.8%)であった。日中活動系サー

**表3 併せ持つ身体障害の種類**

	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害	音声機能・言語機能障害	肢体不自由(上肢)	肢体不自由(下肢)	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	膀胱、直腸の機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	その他
利用者数	497	461	485	1,337	2,193	177	84	26	77	2	14	320
構成比	1.1%	1.0%	1.1%	2.9%	4.8%	0.4%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.7%

n=45,411

**表4 日中活動系サービス等利用者数(複数回答)**

	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	就労定着支援	自立生活援助	一般就労	その他	不明
利用者数	44	13,974	420	560	1,849	16,266	99	155	4,955	2,666	4,423
構成比	0.1%	30.8%	0.9%	1.2%	4.1%	35.8%	0.2%	0.3%	10.9%	5.9%	9.7%

n=45,411

**表5 日中活動系サービス等利用日数**

	週1回	週2回	週3回	週4回	週5回以上
利用者数	457	610	1,047	991	30,753
構成比	1.0%	1.3%	2.3%	2.2%	67.7%

n=45,411

**表6 以前に障害者支援施設又は精神科病院に1年以上入所・入院していた利用者数**

	精神科病院	障害者支援施設
利用者数	5,762	11,980
構成比	12.7%	26.4%

n=45,411

ビス等利用日数では、週5日以上が30,753人(67.7%)で最も多かった(表4、5参照)。

3) 強度行動障害者地域移行特別加算対象者  
強度行動障害者地域移行特別加算の要件は「障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を強度行動障害支援者養成研修修了者等が実施した場合」とある。以前に障害者支援施設に1年以上入所していた利用者(表6参照)は11,980人(26.4%)であり、その内強度行動障害の利用者数は728人(1.6%)であった。また、以前に障害者支援施設に1年以上入所していた強度行動障害の利用者を受け入れているグループホームは528ホーム(6.6%)であった。

強度行動障害の利用者数は1,433人でグループホーム利用者全体の3.2%であった。また、強度行動障害の利用者を受け入れているグループホームは1,311ホーム(16.4%)であった。

4) 精神障害者地域移行特別加算対象者

精神障害者地域移行特別加算の要件は「精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合」とある。以前に精神科病院に1年以上入院していた利用者は5,765

人でグループホーム利用者全体の12.7%であった。また、以前に精神科病院に1年以上入院していた利用者を受け入れているグループホームは3,132ホーム(39.7%)であった。

3. グループホーム職員等の実態

1) 夜勤職員加配加算

夜勤職員加配加算の要件は「基準で定める夜勤従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜間支援従事者を1以上追加で配置した場合」とある。日中サービス支援型共同生活援助では、報酬に夜間支援体制加算が組み込まれているため、追加で夜間支援員を加配した場合に算定できる加算である。

夜間支援体制加算では、夜間支援体制加算の事業所は865件(32.9%)で、のみは675件(25.6%)、とは92件(3.5%)、とは98件(3.7%)であった。夜間支援体制加算は729件(27.7%)で、のみは503件(19.1%)、とは134件(5.1%)であった。夜間支援体制加算は837件(31.8%)で、のみは605件(23.0%)であった。

2) 看護職員配置加算

看護職員配置加算の要件は「基準で定める従事者に加え、看護職員(看護師、准看護師、保健師)を常勤換算方法で1以上配置し、利用者の日常的な健康管理等を実施した場合」とある。

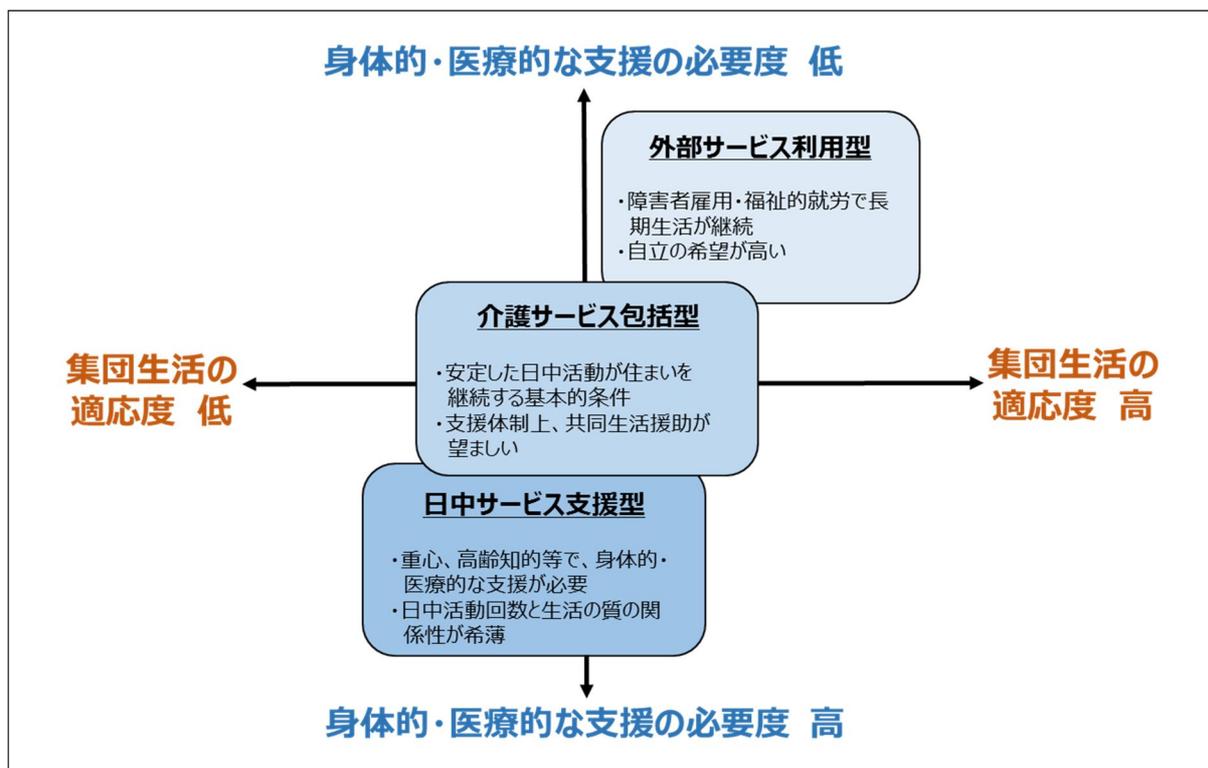


図1 障害福祉サービスにおける共同生活援助の類型別位置づけの概念図

常勤の看護師は1,355ホーム(17.0%)で413人、非常勤の看護師は1,588ホーム(19.9%)で501人が配置されている。常勤の看護師の1日の勤務時間は、平均で6.4時間、非常勤の看護師は、平均3.8時間であった。

### 3) 強度行動障害支援者養成研修修了者

重度障害者支援加算及び強度行動障害者地域移行特別加算の係わる要件の一つである強度行動障害支援者養成研修修了者の修了者は、基礎研修で2,224人(6.6%)、実践研修で1,406人(4.2%)であった。ただし、本調査では行動援護研修修了者を確認していないため、参考指標と考える。

### 4) 職員の保持資格

精神障害者地域移行特別加算に係わる要件の一つである社会福祉士、精神保健福祉士等の資格保持者は、社会福祉士が1,402人(4.2%)、精神保健福祉士が1,104人(3.3%)であった。他では、介護福祉士が3,894人(11.6%)、保持資格なしが6,733人(20.0%)であった。

### D. 考察

#### 1. 現状でのグループホームの実態

今回の調査では、以前に障害者支援施設及び精神科病院に1年以上入所・入院していた利用者は約4割と高いことが分かった。また、日中サービス支援型共同生活援助の対象と想定される利用者は、今回の調査項目である重度障害者支援加算対象者、日中支援加算対象者、強度行動障害者地域移行特別加算対象者を合計すると、のべ4,539人(10.0%)で、それに精神障害者地域移行特別加算対象者を加えると、のべ10,304人(22.7%)と一定数いることが分かった。しかし、グループホームの職員体制を資格の視点から見ると、強度行動障害支援者養成研修修了者は基礎研修、実践研修を合計して10.8%(複数回答)、社会福祉士が4.2%、精神保健福祉士が3.3%であり、日中サービス支援型共同生活援助を支えられる職員が少ないことがうかがえた。

#### 2. 日中サービス支援型共同生活援助で想定される利用者

一方、先行研究の結果を鑑みると、平成30

(2018)年度よりはじまった日中サービス支援型共同生活援助の対象者は、現に重度化・高齢化となっている利用者、数年後に重度化・高齢化すると想定される方、身体的・医療的な支援が必要となり、やむなくグループホームを退所した方、障害者支援施設利用者で、高齢となり、身体的・医療的な支援が必要なために地域移行出来ない方、などが想定された。

これら想定される利用者像を考えると、現状だけでなく将来像を見据えて、高齢・知的障害者の地域の住まいとして、その役割は大きいと推察された。

### 3. 共同生活援助3類型の位置づけ

1の現状と、2の展望を結びつけるための、日中サービス支援型共同生活援助の位置づけを仮説として図1の概念図を作成した。

身体的・医療的な支援及び集団生活の適応度を尺度とした場合、日中に障害者雇用、福祉的就労で長期生活が継続でき、自立の希望が高い利用者が「外部サービス利用型共同生活援助」を利用し、その他の利用者が全て「介護サービス包括型共同生活援助」を利用していた。しかし、先行研究の結果を見てみると、退所理由として身体的・医療的ケアが必要になったことを挙げている人が退所者の4割強と一番多く、支援が事業所の負担となり、その利用者がやむなく退所していたと推測された。

今回新設された日中サービス支援型共同生活援助は、身体的・医療的な支援が必要となった利用者及び、身体的・医療的な支援が必要となり、それが起因となって集団生活が難しくなった利用者の移行先として位置づけられると推測される。人生80年を想定した障害者の様々な住まいの在り方において、日中サービス支援型共同生活援助の位置づけは必要性が高いと想定された。

### 4. 今後の課題

本研究より、現状のグループホーム利用者において、新類型である日中サービス支援型共同生活援助対象と想定される利用者の実態及び、位置づけについて明らかにすることができた。

今後の課題として、この日中サービス支援型共同生活援助の指定をすでに取得して運営している事業所に対し、新類型での指定申請の経緯、利用者の実態、日中サービスの内容、職員体制、設備等を調査するとともに、この新タイプの便利な点、不便な点等を検証し、改善が求められる課題等を抽出し、安定した利用に繋がられるよう提言していくことが望まれる。

### 【文献】

- 1) 日本知的障害者福祉協会：平成28年度 全国グループホーム実態調査報告  
<http://www.aigo.or.jp/choken/pdf/28gh.pdf> (2019.03.23 最終閲覧)
- 2) 古屋和彦、志賀利一、信原和典、岡田裕樹：グループホームにおける利用者の退所の実態に関する調査 国立のぞみの園研究紀要 2018 p80-84
- 3) 信原和典、志賀利一：障害者支援施設における利用者の入退所の実態に関する調査 国立のぞみの園研究紀要 2017 p40-44
- 4) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要  
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000202403.pdf> (2019.03.23 最終閲覧)

### G. 研究発表

特になし

### H. 知的財産権の出願・登録状況

特になし